

平成27年1月27日

一般社団法人 投資信託協会
会長 白川 真 殿

鎌倉投信株式会社
代表取締役社長 鎌田 恭幸 印

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額	424,000千円
会社が発行する株式総数	69,000株
発行済株式総数	54,450株

最近5年間における資本金の額の増減：

平成21年12月25日	資本金	192,500千円に増資
平成22年8月23日	資本金	252,500千円に増資
平成23年3月31日	資本金	303,500千円に増資
平成23年12月15日	資本金	341,500千円に増資
平成24年1月30日	資本金	346,500千円に増資
平成24年10月24日	資本金	386,500千円に増資
平成25年7月19日	資本金	424,000千円に増資

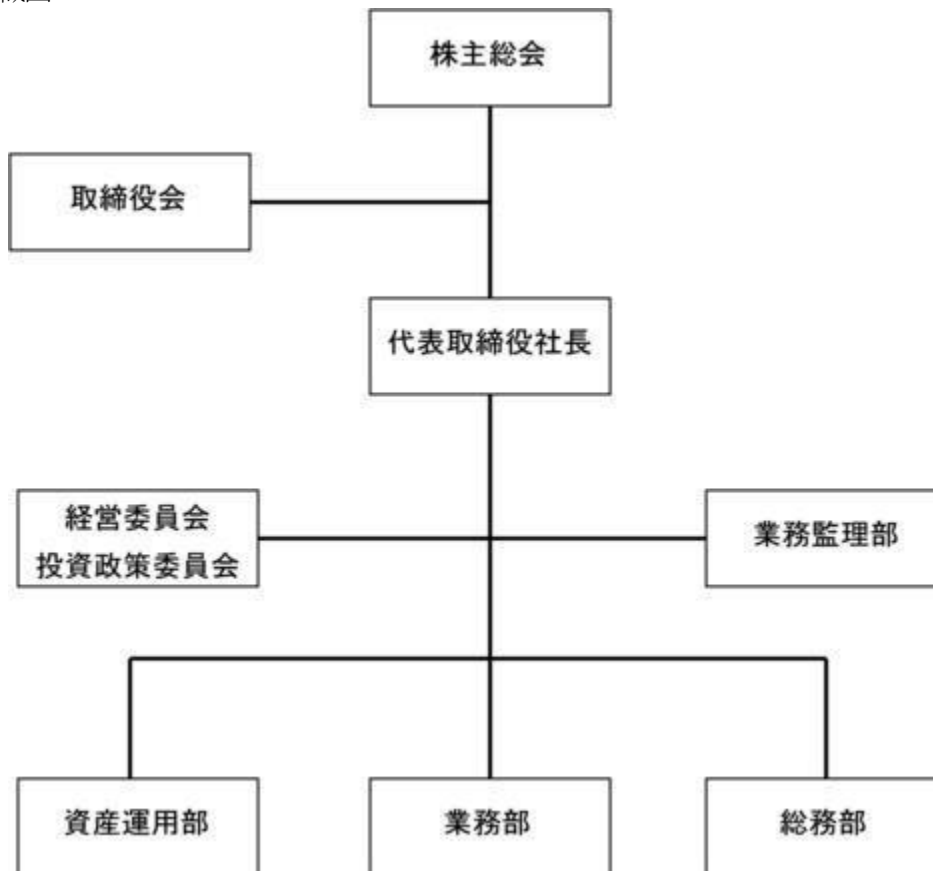
(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

当社では、資産運用会社としての受託者責任を全うし、社会への貢献を行うべく、業務を適切に運営し、最善の資産運用サービスを提供するために必要な会社の組織機構・業務分掌ならびに職位および職務権限の大綱を定め、職務遂行上の基準を明確にすることによって、業務の公正な運営体制の確立と責任体制の明確化を図っています。

会社の業務運営の組織体系は、取締役会、代表取締役、各業務関連部（総務部、業務部、資産運用部、業務監理部）によって構成されています。

②組織図



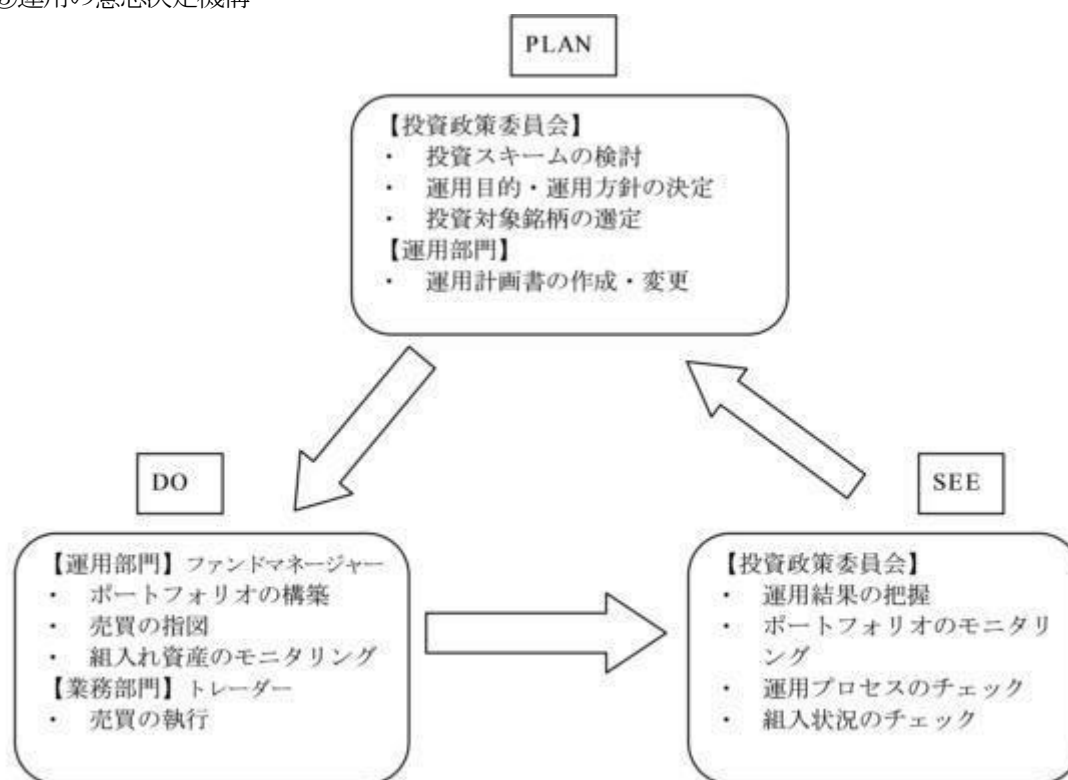
取締役会は取締役監査役全員をもって構成し、会社の重要な業務遂行において決定を行うとともに、その執行結果に対する評価および監査を行います。

代表取締役社長は、会社を総攬し、全般の業務遂行について指揮します。また、取締役は、代表取締役社長の指揮下にあつてこれを補佐し、代表取締役社長の命ずる一定の部の業務を担当して、その業務執行を指揮調整します。

一方で、リスク管理、コンプライアンス、内部監査を包括する内部管理は経営の重要課題だと認識しています。そのため、他業務とは独立した業務監理部を設置し、業務監理部長が専従の内部管理の責任者となり、内部管理体制の整備・強化を図っています。

さらに、会社の運営体制をより強固なものにするため、経営全般に関する事項について、報告・連絡・協議・審議・決定を行う「経営委員会」、資産運用の基本方針ならびにアセットアロケーションを検討・決定し、あわせて運用の成果を分析する「投資政策委員会」を設置しています。

③運用の意思決定機構



<投資政策委員会> (5~6名程度)

- ・ 社長、ファンドマネージャー、業務監理部長、業務部長等がメンバーとなり、資産運用部長を議長として、原則として毎月1回開催します。
- ・ 「結い 2101」の運用目的・運用方針、投資対象銘柄等を審議・決定するほか、運用実績やポートフォリオのモニタリングを行います。
- ・ 運用のリスク管理やコンプライアンスの観点から運用プロセスや組入状況の検証も行われます。

<ファンドマネージャー> (2名)

- ・ 一度投資した銘柄については長期保有するという当社の長期投資の運用スタイルを前提に、投資政策委員会において決定された運用目的・運用方針、投資対象銘柄等に基づき、「運用計画書」を策定し、投資政策委員会へ提出します。
- ・ 「運用計画書」にしたがって運用を行い、運用実績について「運用状況 (運用実績報告書)」を作成します。

<業務監理部> (1名)

- ・ リスク管理やコンプライアンス面から、当社の業務全般に対して業務監理部が内部管理の統括を行います。
- ・ 業務監理部長は投資政策委員会に出席し、審議内容についてチェックします。
- ・ 業務監理部は、資産運用部や業務部の報告等に基づき、必要に応じてアドバイス、注意喚起、警告を行います。

<業務部トレーダー> (2名)

- ・業務部に所属するトレーダーがファンドに係る有価証券等の売買業務を行います。
- ・トレーダーは、ファンドマネージャーから売買等の依頼を受け、取引を実行します。
- ・「結い 2101」は、有価証券等の売買発注において、売買執行に収益の源泉を求めています。
- ・トレーダーには、法令諸規則に則り、コンプライアンスに配慮して、発注業務等を行うことが社内規程で義務付けられています。

当社では、信託財産の適正な運用の確保および受益者との利益相反の防止等を目的として、各種社内諸規程を設けています。

「結い 2101」の運用体制等は、有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託の運用指図（投資運用業）および受益権の直接募集業務を行います。

平成26年11月末現在における、委託会社の運用する証券投資信託は追加型株式投資信託1本、純資産額は12,141百万円です。

3. 委託会社等の経理状況

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しています。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条および第57条により作成しています。
なお、第6期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しています。
- (2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しています。
- (3) 当社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、イデア監査法人の監査を受けています。
当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期事業年度に係る中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の中間財務諸表について、イデア監査法人の中間監査を受けています。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	23,583	74,701
直販顧客分別金信託	86,000	300,000
未収入金	27	74
未収委託者報酬	5,697	15,115
貯蔵品	1,581	1,287
その他	8	19
流動資産合計	116,899	391,197
固定資産		
有形固定資産 ※1		
建物	11,277	12,524
構築物	560	467
器具備品	1,428	1,143
建設仮勘定	-	3,900
有形固定資産合計	13,266	18,034
無形固定資産 ※2		
ソフトウェア	18,119	24,998
無形固定資産合計	18,119	24,998
投資その他の資産		
長期前払費用	2,023	4,467
投資その他の資産合計	2,023	4,467
固定資産合計	33,408	47,499
資産合計	150,307	438,697
負債の部		
流動負債		
預り金	1,446	1,267
顧客預り金	19,029	4,430
未払金	1,393	1,412
未払費用	4,652	5,544
未払法人税等	867	940
流動負債合計	27,389	13,595
固定負債		
社債	-	300,000
固定負債合計	-	300,000
負債合計	27,389	313,595
純資産の部		
株主資本		
資本金	386,500	424,000
資本剰余金		
資本準備金	83,000	120,500
資本剰余金合計	83,000	120,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△346,581	△419,397
利益剰余金合計	△346,581	△419,397

株主資本合計	122,918	125,102
純資産合計	122,918	125,102
負債・純資産合計	150,307	438,697

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	21,293	59,429
営業収益合計	21,293	59,429
営業費用		
支払手数料	12,776	24,251
広告宣伝費	110	102
委託計算費	7,490	8,286
営業雑経費	16,234	17,442
通信費	6,689	5,061
印刷費	4,960	6,689
協会費	2,130	2,100
その他	2,453	3,590
営業費用合計	36,612	50,083
一般管理費		
給料	43,472	46,051
役員報酬	18,000	20,500
給料手当	25,472	25,551
交際費	29	164
旅費交通費	3,135	4,084
租税公課	1,279	1,595
不動産賃借料	2,352	2,352
固定資産減価償却費	3,596	6,498
消耗品費	926	690
法定福利費	6,381	6,673
支払報酬	1,654	1,934
その他	14,701	13,099
一般管理費合計	77,527	83,144
営業損失	△92,845	△73,798
営業外収益		
受取利息	31	64
著作権使用料	294	69
講演料収入	953	2,923
雑収入	201	100
営業外収益合計	1,481	3,158
営業外費用		
社債利息	-	1,851
雑損失	19	34
営業外費用合計	19	1,886
経常損失	△91,384	△72,525
税引前当期純損失	△91,384	△72,525
法人税、住民税及び事業税	290	290

当期純損失

△91,674

△72,815

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	346,500	43,000	43,000	△254,906	△254,906	134,593	134,593
当期変動額							
新株の発行	40,000	40,000	40,000			80,000	80,000
当期純損失				△91,674	△91,674	△91,674	△91,674
当期変動額 合計	40,000	40,000	40,000	△91,674	△91,674	△11,674	△11,674
当期末残高	386,500	83,000	83,000	△346,581	△346,581	122,918	122,918

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	386,500	83,000	83,000	△346,581	△346,581	122,918	122,918
当期変動額							
新株の発行	37,500	37,500	37,500			75,000	75,000
当期純損失				△72,815	△72,815	△72,815	△72,815
当期変動額合計	37,500	37,500	37,500	△72,815	△72,815	2,185	2,185
当期末残高	424,000	120,500	120,500	△419,397	△419,397	125,102	125,102

【注記事項】

重要な会計方針

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しています。
2. 固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産
定率法を採用しています。
ただし、建物（附属設備を除く）については定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～24年
 構築物 15年
 器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき償却しています。

3. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式を採用しています。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
建物	3,155千円	3,862千円
構築物	334千円	428千円
器具備品	3,562千円	4,274千円

※2無形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
ソフトウェア	4,003千円	8,989千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	事業年度期首 株式数	事業年度 増加株式数	事業年度 減少株式数	事業年度末 株式数
普通株式	38,950株	8,000株	—株	46,950株

(変動事由の概要)

増加株式数の内訳は、次のとおりです。

第三者割当による増加 8,000株

(2) 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項 該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	事業年度期首 株式数	事業年度 増加株式数	事業年度 減少株式数	事業年度末 株式数
普通株式	46,950株	7,500株	一株	54,450株

(変動事由の概要)

増加株式数の内訳は、次のとおりです。

第三者割当による増加 7,500株

(2) 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項 該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品で運用し、また、デリバティブは利用しておらず、投機的な取引は行いません。なお、資金は、必要に応じて増資や社債発行により調達する方針です。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは認識していません。

社債は、顧客分別金信託、および運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、支払期日や償還期日に支払いや償還を実行できなくなるリスクとしての流動性リスクがあると認識しています。

未払金、未払費用、未払法人税等は、1年以内の支払期日です。

未払金、未払費用、未払法人税等は、流動性リスクがあると認識しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ・ 信用リスクの管理

預金の預入先の信用リスクについては、預入先の格付け等のモニタリングにより管理しています。

- ・流動性リスクの管理

当社の資金繰計画の管理により、流動性リスクに対応しています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前事業年度（平成25年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金・預金	23,583	23,583	—
(2)直販顧客分別金信託	86,000	86,000	—
(3)未収委託者報酬	5,697	5,697	—
資産計	115,281	115,281	—
(1)未払金	1,393	1,393	—
(2)未払費用	4,652	4,652	—
(3)未払法人税等	867	867	—
負債計	6,913	6,913	—

当事業年度（平成26年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金・預金	74,701	74,701	—
(2)直販顧客分別金信託	300,000	300,000	—
(3)未収委託者報酬	15,115	15,115	—
資産計	389,817	389,817	—
(1)未払金	1,412	1,412	—
(2)未払費用	5,544	5,544	—
(3)未払法人税等	940	940	—
(4)社債	300,000	301,033	1,033
負債計	307,897	308,930	1,033

(注) 1.金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金(2)直販顧客分別金信託(3)未収委託者報酬

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1)未払金(2)未払費用(3)未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(4)社債

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(注) 2.金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超

(1)現金・預金	23,583	—	—	—
(2)直販顧客分別金信託	86,000	—	—	—
(3)未収委託者報酬	5,697	—	—	—
合計	115,281	—	—	—

当事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1)現金・預金	74,701	—	—	—
(2)直販顧客分別金信託	300,000	—	—	—
(3)未収委託者報酬	15,115	—	—	—
合計	389,817	—	—	—

（注）3.社債の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
社債	-	200,000	-	-	100,000
合計	-	200,000	-	-	100,000

（有価証券関係）

前事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）	当事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）
該当事項はありません。	同左

（デリバティブ取引関係）

前事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）	当事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）
該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

前事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）	当事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）
該当事項はありません。	同左

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	119,885千円	145,187千円
その他	583千円	584千円
繰延税金資産小計	120,468千円	145,772千円
評価性引当額	△120,468千円	△145,772千円
繰延税金資産合計	－千円	－千円
繰延税金資産（純額）	－千円	－千円

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
税引前当期純損失であるため記載していません。	税引前当期純損失であるため記載していません。

3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の37.39%から35.02%になります。この税率変更による影響はありません。

(セグメント情報等)

1.セグメント情報

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)及び当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

2.関連情報

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)及び当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載していません。

(2)地域ごとの情報

①営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しています。

②有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しています。

(3)主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1.関連当事者との取引

(1)役員及び個人主要株主等

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び個人主要株主	鎌田恭幸	—	—	当社代表取締役	被所有 直接64.9%	増資の引受	増資の引受(注1)	75,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)当社の行った第三者割当を1株につき10,000円で引き受けたものです。

当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	2,618円07銭	2,297円56銭
1株当たり当期純損失金額	△2,161円47銭	△1,395円21銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないためおよび1株当たり当期純損失が計上されているため記載していません。

(注2)1株当たり当期純損失の算定上の基礎

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
当期純損失	△91,674千円	△72,815千円
普通株主に帰属しない金額	—千円	—千円
普通株式に係る当期純損失	△91,674千円	△72,815千円
普通株式の期中平均株式数	42,413株	52,189株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

		第7期中間会計期間末 (平成26年9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		58,698
直販顧客分別金信託		300,000
未収委託者報酬		21,411
貯蔵品		1,659
その他		802
流動資産合計		382,571
固定資産		
有形固定資産	※1	
建物		19,151
構築物		428
器具備品		1,203
有形固定資産合計		20,782
無形固定資産	※2	
ソフトウェア		21,699
無形固定資産合計		21,699
投資その他の資産		
長期前払費用		3,547
投資その他の資産合計		3,547
固定資産合計		46,029
資産合計		428,600
負債の部		
流動負債		
預り金		5,673
顧客預り金		14,703
未払金		5,048
未払費用		5,098
未払法人税等		716
未払消費税等		19
流動負債合計		31,259
固定負債		
社債		300,000
固定負債合計		300,000
負債合計		331,259
純資産の部		
株主資本		
資本金		424,000

資本剰余金	
資本準備金	120,500
資本剰余金合計	120,500
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△447,159
利益剰余金合計	△447,159
株主資本合計	97,340
純資産合計	97,340
負債・純資産合計	428,600

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

第7期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)		
営業収益		
委託者報酬		47,431
営業収益合計		47,431
営業費用		29,715
一般管理費	※1	43,657
営業損失		△25,941
営業外収益	※2	1,050
営業外費用	※3	2,724
経常損失		△27,616
税引前中間純損失		△27,616
法人税、住民税及び事業税		145
中間純損失		△27,761

(3) 中間株主資本等変動計算書

第7期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備 金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	424,000	120,500	120,500	△419,397	△419,397	125,102	125,102
当中間期変動額							
中間純損失				△27,761	△27,761	△27,761	△27,761
当中間期変動額 合計	-	-	-	△27,761	△27,761	△27,761	△27,761
当中間期末残高	424,000	120,500	120,500	△447,159	△447,158	97,340	97,340

注記事項

(重要な会計方針)

項目	第7期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
1. たな卸資産の評価基準及び評価方法	総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しています。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法を採用しています。 ただし、建物(附属設備を除く)については定額法を採用しています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 15~24年 構築物 15年 器具備品 3~20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づき償却しています。
3. 消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は税抜方式を採用しています。

(会計方針の変更)

第7期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
消費税等の会計処理方法は、従来税込方式を採用していましたが、当中間会計期間より免税事業者でなくなったため、税抜方式により処理することとしました。この変更による当中間会計期間における損益に与える影響は軽微です。

(中間貸借対照表関係)

第7期中間会計期間 (平成26年9月30日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 8,799千円
※2 無形固定資産の減価償却累計額 12,388千円

(中間損益計算書関係)

第7期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
※1 減価償却実施額

有形固定資産	818 千円
無形固定資産	3,398 千円
※2 営業外収益のうち主なもの	
講演料収入	984 千円
※3 営業外費用のうち主なもの	
社債利息	2,700 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第7期中間会計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	54,450 株	-株	-株	54,450 株

(2) 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項 該当事項はありません。

(リース取引関係)

<p>第7期中間会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)</p>
該当事項はありません。

(金融商品関係)

第7期中間会計期間(平成26年9月30日)

(1) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	58,698	58,698	—
(2) 直販顧客分別金信託	300,000	300,000	—
(3) 未収委託者報酬	21,411	21,411	—
資産計	380,109	380,109	—
(1) 未払金	5,048	5,048	—
(2) 未払費用	5,098	5,098	—

(3) 未払法人税等	716	716	—
(4) 社債	300,000	301,029	1,029
負債計	309,911	310,941	1,029

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金(2) 直販顧客分別金信託(3) 未収委託者報酬

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1) 未払金(2) 未払費用(3) 未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(4) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(有価証券関係)

第7期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第7期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第7期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載していません。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した額が中間損益計算書の営業収益の90%超であるため、記載を省略しています。

②有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しています。

(3)主要な顧客ごとの情報

記載すべき重要な事項はありません。なお、外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先はありません。

(1株当たり情報)

第7期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,787円71銭
1株当たり中間純利益(△損失)金額	△ 509円85銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため、および1株当たり中間純損失が計上されているため、記載していません。	
1株当たり中間純利益(△損失)の算定上の基礎	
中間純利益	△27,761千円
普通株主に帰属しない金額	— 千円
普通株式に係る中間純利益	△27,761千円
普通株式の期中平均株式数	54,450株

(重要な後発事象)

第7期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
該当事項はありません。	

公開日 平成27年1月30日

作成基準日 平成26年12月2日

本店所在地 神奈川県鎌倉市雪ノ下四丁目5-9

お問い合わせ先 業務監理部

独立監査人の監査報告書

平成 26 年 6 月 3 日

鎌倉投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員

公認会計士 立野 晴朗 ㊞

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている鎌倉投信株式会社の平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの第 6 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鎌倉投信株式会社の平成 26 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

* 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成 26 年 12 月 2 日

鎌倉投信株式会社
取締役会 御中

イ デ ア 監 査 法 人

指 定 社 員

公認会計士 立 野 晴 朗 ㊞

業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている鎌倉投信株式会社の平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの第 7 期事業年度の中間会計期間（平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、鎌倉投信株式会社の平成 26 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

* 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。